

平成25年度第1回平塚市入札監視委員会会議録

開催日時	平成25年8月27日(火) 午後2時00分～午後4時00分
開催場所	平塚市役所 A会議室
出席委員	赤塚 健 委員長 守屋 和徳 委員 本間 重雄 委員 諸坂 佐利 委員
事務局	契約検査課、建築住宅課、道路整備課、みどり公園・水辺課、教育施設課
傍聴者	2名

I 開会 赤塚委員長の進行で開会する。

II 議題1 入札・手続の運用状況について

発注工事総括表及び発注一覧表、指名停止一覧表について

【事務局より平成25年度第1四半期の発注工事、工事関係の委託について契約金額、落札率、指名停止の状況などを説明】

委員：指名停止理由に「競争入札妨害」というものがあるが、具体的にはどのようなものか。

事務局：現在掲載されてるのは県外の事案によるものだが、発注者側の者が最低制限価格に近い額を業者に教示して落札させたことで逮捕されたため、要領に沿って指名停止措置とした。

委員：逮捕されても起訴に至らないこともあり得るので、事後の状況も把握した方が良いと思う。

議題2 抽出案件の審議

委員長：それでは今回の抽出をされた守屋委員から抽出理由を説明願います。

委員：(審議案件抽出理由説明書のとおり)

(1) 浜岳中学校北棟、崇善小学校北棟、中原小学校南棟の校舎大規模改修工事(建築)

委員長：それでは案件の審議に入ります。審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【教育施設課から工事の概要を説明】

【契約検査課から一般競争入札の条件、落札契約までの経緯を説明】

委員：総合評価方式(特別簡易型)を採用しているが、落札者以外は予定価格超えや辞退となっていて、総合評価値を算出するまでもなく落札者が決定している案件がある。競争になっていないのではないか。対処策などはあるか。

事務局：結果として総合評価値を算出すべき参加者が少なかったのは残念。次年度に向けて課題としていきたい。

委員： 辞退了者の理由は聴取しているか。

事務局： 辞退届に理由は付記させていない。

委員： 崇善小の案件は1回目の入札で予定価格に至らず2回目の入札を行っているが、2回目に500万円以上値下げしている。当初の入札金額の内訳から一体どこを削ってそれだけの減額をしたのかは把握できるのか。

事務局： 1回目の入札については入札金額内訳書を入札書に添付させているので、その積算について確認可能である。2回目の入札においては改めて新しい内訳書を作成・提出させることはしていない。落札者には契約時に落札金額の内訳書を提出させている。

委員： 2回目の入札額が1回目と比べて1割近く減っている入札もあるが、なぜそれ程下げられるのか単純に疑問である。

事務局： 推測しかできないが、本来少し利益分を上乗せして入札したものの、予定価格に至らないということでその部分を削ったということが考えられる。

委員： 3件とも同じような業者が参加していて、かつ落札率も高くなってしまっていることについて改善はできるのか。

事務局： 同日に発注して発注ランクも同一ランクであるので、参加業者数や結果が似通ってしまった。発注時期については同日発注の是非も含め、担当課協議をして来年度に生かしていきたいが、学校施設に関わる案件でもあるので夏休み中に工期を設定しなくてはならないという背景があった。

委員長： ほかに質問がなければ、次の案件に移りたいと思います。教育施設課の方は退室してください。

(2) 農業集落道測量調査設計委託その1からその3

委員長： それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【道路整備課から工事の概要を説明】

【契約検査課から一般競争入札の条件、総合評価入札制度を含め落札契約までの経緯を説明】

委員： 「測量」で発注した2件は高い落札率、「道路」で発注した1件は最低制限価格で落札されるという対照的な結果となっているが、業務概要的には擁壁詳細設計の有無ぐらいしか差が無く、結果に差がでるのはどういう要因が考えられるか。

事務局： 発注基準として「測量」は市内業者のみ、「道路」は県内本店市内受任者という地域要件を設定しているので、参加している母集団がそもそも異なっていることが結果に反映されていると考えている。

委員： 市内のみの発注と、市外を含めた発注との比較をするいい例ではないか。擁壁設計の分設計金額が高いにもかかわらず、市外を入れて入札を行っていることによって落札率が下がり、擁壁設計の無いものと同じくらいの金額で落札に至っている。発注基準に従って公告しているのはわかるが、地域区分の見直しをしてはどうか。

事務局： 市外業者を参入させれば落札率が下がることは、他自治体の例もあるので十分に考えられるが、一般競争入札を行うにあたって市内で参加者数が十分確保できる場合は市内優先発注の原則があ

る。

委員：種目こそ違えど、似たような業務で一方は90%近い落札率、もう一方は最低制限価格に入札が複数ありくじ引き抽選というのは、一般的にはどうかと思う。工事コンサル業務について総合評価方式は導入されていないが、仮に導入すれば市内業者には評価値が加点され、かつ市外業者により落札率も下がるのではないかと。

事務局：工事コンサル案件についての総合評価方式については試行実施について研究をしていく予定である。

委員長：ほかに質問がなければ、次の案件に移りたいと思います。道路整備課の方は退席して結構です。

(3) 市民病院整備事業（新棟建築工事・電気） （参考審議）

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【改築推進室建築担当（建築住宅課）から工事の概要を説明】

【改築推進室契約担当（契約検査課）から一般競争入札の条件、落札契約までの経緯を説明】

委員：この案件に関わる空調と衛生の工事について談合による中止ということで報道が出ていたが、その状況とその後について確認したい。

事務局：空調工事と衛生工事については開札前に匿名の談合情報が寄せられ、参加業者に個別事情聴取を行って誓約書を取り、入札続行を一度は決定したが、再度の談合情報が寄せられたため「談合の疑いが払拭できない」として入札を中止とした。その後空調と衛生を一本化し、機械工事として一から公告をやり直し8月26日に落札決定を行った。

委員：ちなみに落札率はどのくらいだったか。

事務局：94%台であった。

委員：3者応札し、2者が総合評価値の算出をされているが、落札した業者と比べて、落札できなかった方は工事成績が0点であり、2者間に技術力における競争があったとは言い難いのではないかと。

事務局：総合評価の技術点は各項目ごとに加点されるが、内容に誤記があった場合は実際に加点され得る要素を持っていても書類不備で0点となることはあるので、評価調書の点数イコールその業者の配点可能最大値とは言い切れないところがある。なお書類提出後の誤記修正は認めていない。

委員：誤記は修正・評価対象としないとのことだが、たとえば実際には無い実績について「有」という調書を提出した場合はどうなるか。

事務局：点数が過大となるような誤記については、審査で是正している。

委員：無いものを有る、と申告してきたのは是正されて当然だが、実際にはあるものを誤記によって評価しないとするのは、より評価値の高い業者をみすみす捨てることになり、「より質の高い業者に請け負わせる」という趣旨から外れるのではないかと。

委員：ただ、間違っていては全て役所が直してくれるとなれば、良いも悪いも全て発注者側に委ねてしまう杜撰な書類作成になってしまうのではないかと懸念する。申請者の責任を重視した現状と言える。

事務局：総合評価の技術審査のために、正確な書類を作成するのも技術力の一部と考えている。

委員長：他に質問がなければ、次の案件に移りたいと思います。

(4) 都市公園除草・芝生管理委託（その2からその8）及び都市公園清掃・除草芝生管理委託（湘南海岸公園ほか1公園）

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【みどり公園・水辺課から業務の概要を説明】

【契約検査課から一般競争入札の条件、落札契約までの経緯等を説明】

事務局：抽出理由として疑義申立てについての内容があったが、これは結果に疑義を申し立てられたということではなく、開札後の疑義申立期間（保留期間）に辞退を申し出てきたことの明示である。

委員：今回同種業務ということで8件を審議対象としたが、全て落札率80%（＝最低制限価格）で複数者が入札し、全てくじ引きによる落札決定に至っている。これはどのように評価したらよいか。

事務局：設計書（金額抜き）と単価を公開しており、最低制限価格の算出率もお知らせしているので、計算ミス等をしなければ、多くの入札参加者が予定価格や最低制限価格をはじき出すことは想像に難くない。下限を定めている以上、価格競争の決着が最低制限価格への複数入札・くじ引きとなるのは自然なことと捉えている。例えば現在公開している単価を非公開にする、または最低制限価格にランダム係数をかけるなどすれば、参加者は正確なボーダーラインがわからなくなるのでくじ引きは減少する半面、正確な積算をしなくても落札できてしまう結果につながりかねない。公明正大という意味では現在の手法を評価している。

委員：価格競争の一方、市内業者の保護・育成も重視しているとのことだが、この結果を見ると全者が同等の積算能力を有しているので、1件落札したらそれ以降は落札できないよう受注制限をかけ、より多くの業者が確実に受注できるようにするのが、市内業者保護につながるのではないか。

事務局：より多くの受注機会確保という観点から分割発注を原則としているので、いくつかの公園樹木保護管理を1件にまとめ、かつ案件ごとに大きな価格差が生じないように発注をしているが、受注制限をかけて業者の受注件数を抑制することは検討していない。他の自治体では最低制限価格の算出にランダム性をもたせたり、受注制限を設けたりと様々な手法があるが、間違いなくベストな手法というものはどの自治体も持っておらず、今後も比較検討を重ねていきたい。

委員：資本主義原理から言えば現行の手法が最もふさわしいと言える。規定数の受注をしたらその後の受注を控えさせ、他の業者に回すというのはどちらかというと社会主義的な発想につながってしまい、ひいては企業の能力向上を阻害してしまう。やはり受注に向けて努力を促すシステムを構築していかないといけない。

委員長：他に質問がなければ、次の案件に移りたいと思います。

(5) 土屋頭無地区里山土砂復旧工事

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【みどり公園・水辺課から工事の概要を説明】

【契約検査課から随意契約の経緯等を説明】

委員：請負者についてはどのように選定しているのか。

事務局：災害復旧に係る緊急工事であるので、本市と災害協定を締結している団体（協会）に即時対応できる協会員を選定してもらった。

委員長：他に質問がなければ、次の案件に移りたいと思います。みどり公園・水辺課の方は退室してください。

（6）平塚市福祉会館耐震補強工事（設計委託）

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【建築住宅課から業務の概要を説明】

【契約検査課から随意契約の経緯等を説明】

委員：耐震診断をしたことにより、耐震補強工事の設計委託を随契したということだが、そういった将来の随契が確約されている業務は、そもそも一体化して発注できないのか。随契にしてしまうと落札率が明らかに非常に高くなってしまう。

事務局：耐震診断結果が出ないと、補強工事の設計委託をするかどうかが決められないため、連続する業務であるのは理解しているものの、分割するのがベターと考えている。

委員：耐震診断をしてみないと耐震補強工事の必要性が判断できないというが、それなら耐震補強が必要ないとされればそこで契約終了とする内容で発注したらいいのではないか。

委員：その手法は逆に、本来は耐震補強が必要ない建物でも、工事の必要があると診断する業者が出てこないとも限らない。現実的に一本化は難しいものと考えられる。そもそも分割で発注するとして、耐震診断の発注時に後の随契は確約されていると言えるのか。

事務局：公告文中で関連業務の随契の可能性については記載していますが、確約するような書き方はしていない。

委員長：他に質問がなければ、次の案件に移りたいと思います。建築住宅課の方は退室してください。

議題3 その他

委員長：その他ありましたらお願いします。

契約検査課からの報告は下記のとおり

- ・市民病院の案件は本委員会の審議対象に本来該当しないため、参考審議とすることについて

- ・次回会議から抽出対象に一般委託・物品も含めることについて
- ・抽出委員の任期満了（10月末）について

委員長：それでは以上で本日の審議を終了といたします。

契約検査課長：ご意見ありがとうございました。

以上
(16時30分閉会)